

## 静岡県森林認証推進協議会 規約

名 称)

第1条 本会は、静岡県森林認証推進協議会（以下「協議会」）という。

（目 的）

第2条 協議会は、静岡県の持つ世界水準の魅力を背景に、森林認証制度の普及や持続可能な方法で適切に管理された森林から生産される木材の利用、多面的機能を持つ認証森林の面積拡大などを通し、静岡県における林業の成長産業化及び森林認証の認知度向上を図るとともに、質の高い森林保全や環境緑化に資することを目的とする。

（事 業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般消費者への森林認証制度の普及に関すること
- (2) 認証森林の面積拡大に関すること
- (3) 森林認証材の安定供給及び販路拡大に関すること
- (4) CoC 取得推進に関すること
- (5) 会員相互の情報共有及び連携に関すること
- (6) 行政等関係する機関への提案に関すること
- (7) その他必要な事項

（会員等）

第4条 協議会を構成する会員（以下「会員」という。）は、正会員と賛助会員とし会員名簿に記載する。

- 2 正会員は、目的に賛同し、事業を実施する森林認証管理団体とし、入会に当たっては、会長の承認を受けるものとする。
- 3 賛助会員は、目的に賛同し、事業に協力する森林・林業関係団体とし、入会に当たっては、会長の承認を受けるものとする。
- 4 会員は、毎年度、総会で定める会費を納入しなければならない。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 1人
  - (3) 監事 2人
- 2 会長及び副会長、監事は、会員の互選とする。
  - 3 役員の任期は2年間とし、再任することができる。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 会長は、協議会を代表し、会務を執行する。
  - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
  - 6 監事は、財産及び会務の執行状況を監査する。
  - 7 役員は、無報酬とする。

(総会)

第6条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会の議長は会長があたるものとする。
- 3 総会は、正会員の過半数以上の出席をもって成立するものとする。
- 4 総会の議決は、出席者及び委任状の過半数を持って決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会は、書面により開催することができる。
- 6 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 毎年度の事業報告及び収支決算に関すること。
  - (2) 規約の改廃に関すること。
  - (3) 会費の賦課及び徴収方法に関すること
  - (4) その他会長が必要と認める事項。

(幹事会)

第7条 幹事会は会長がこれを必要と認めたとき、これを招集する。

- 2 幹事会を構成する幹事は、会長が会員の中から選定する。
- 3 幹事会は毎年度の事業計画及び収支予算を作成し、決定する。
- 4 幹事会に付議する事項は、第7条の3に定めるもののほか、会長がこれを定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、静岡県森林組合連合会（静岡市葵区追手町9-6）に置く。

(経費)

第9条 協議会の経費は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) その他寄付金等

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則 この規約は平成27年11月24日から施行する。

この規約は平成28年 1月21日から施行する。

この規約は平成28年 4月 1日から施行する。

この規約は令和元年 8月 1日から施行する。

この規約は令和元年 10月 2日から施行する。